

平成29年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

平成29年3月8日

京都府相楽郡笠置町議会

平成29年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成29年3月8日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成29年3月8日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成29年3月8日 13時26分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 1名
	1	西岡良祐	×	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
	建設産業 課 長	市田精志	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署 名 議 員	3 番	向 出 健		4 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成29年第1回笠置町議会会議録

平成29年3月8日～平成29年3月22日 会期15日間

議 事 日 程 (第1号)

平成29年3月8日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を
求める件
- 第5 承認第2号 笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を
求める件
- 第6 議案第1号 特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件
- 第7 議案第2号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第8 議案第3号 笠置町職員定数条例一部改正の件
- 第9 議案第4号 笠置町税条例一部改正の件
- 第10 議案第5号 笠置町介護保険条例一部改正の件
- 第11 議案第6号 笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件
- 第12 議案第7号 笠置町介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者負担金の徴収に関
する条例制定の件
- 第13 議案第8号 平成28年度笠置町一般会計補正予算(第6号)の件
- 第14 議案第9号 平成28年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件
- 第15 議案第10号 平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の件
- 第16 議案第11号 平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

春の装いにはまだ肌寒い日もありますが、一雨ごとに暖かくなってまいりました。

本日、ここに平成29年第1回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について、慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成29年3月第1回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

西岡良祐君から体調不良のため欠席届が提出されていますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により3番議員、向出健君及び4番議員、田中良三君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から3月22日までの15日間に決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る1月13日、町村議長会議がセントノーム京都で開催されまして、出席いたしました。平成29年度事業計画及び予算等について審議いたしました。

1月18日、市町村トップセミナーが京都市内で開催されまして、正副議長が出席いたしました。

1月23日、新任議員研修会が京都府自治会館で開催されまして、新任議員、西、坂本両議員が出席いたしました。

2月6日、京都府・市町村正副議長研修会が京都市内で開催されまして、正副議長が出席をいたしました。平成29年度の地方財政運営について知事から説明を受け、その後、知事、副知事を交えた府議会、町村議会との意見交換会を行いました。

2月22日、町村議会議長会定例総会が京都府自治会館で開催されまして、出席いたしました。昨年度の決算及び本年度の予算等を承認いたしました。また、全国町村議長会会長及び京都府町村議長会会長表彰が行われました。

以上で議会報告といたします。

なお、議会運営上、議会運営につきまして、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 行政報告を行います。

本日、ここに平成29年第1回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用のところ全員の出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ことしの冬は各地で記録的な降雪を観測するなど、不安定な気候が続いておりましたが、最近はやかい日があったりと、議員の皆様には体調管理に十分御留意いただきますようお願い申し上げます。

それでは、町政の状況について御報告をさせていただきます。

まず、定住自立圏について報告をいたします。昨年10月に伊賀市と伊賀・山城南定住自立圏の形成に関する協定を締結し、共生ビジョンの策定に向け、懇談会を設置し、協議いただいております。また、担当課長による各部会では、事務レベルでの打ち合わせをそれぞれ開催しており、2月には共生ビジョンの中間案が作成をされました。当初の予定よりおくれてはおりますが、3月15日から1カ月間、パブリックコメントを受け付け、懇談会での協議と協議会への提示を経て、共生ビジョンが策定される予定となっております。

次に、地方創生について報告をさせていただきます。平成28年1月に笠置町まち・ひと・しごと創生戦略を策定し、2040年の人口を888人に目標設定して、住民の皆様が健康で安心して生活しやすく、住んでみたい町にするため、この創生戦略に掲げる施策に取り組んでおります。

平成27年度は地方創生先行型事業、平成28年度は加速化交付金事業と推進交付金事業

に取り組んでまいりました。特に、JR 駅舎は建物を JR 西日本から無償で譲渡いただき、3 月末の完成に向けて改修工事を行っております。町の玄関口である駅舎でございますので、住民の方や観光客の方が集える場、情報発信の場になればと考えております。平成 29 年度には京都府からの補助金をいただいて駅前整備事業を実施するため、当初予算に計上させていただきます。

また、住民参加の映画として取り組んでおりました「笠置 ROCK！」が完成し、3 月 26 日には住民の方に向けて上映会を開催いたします。映画祭の出品や上映の依頼もあり、笠置町の PR になること間違いないと確信をしております。

2 月 24 日には、地方創生拠点整備交付金事業の交付決定をいただき、後日、補正予算を追加提案させていただき予定をしております。町の活性化を進めるためにも重要な事業ですので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、専決処分に対する承認 2 件、議事案件は平成 28 年度の補正予算 4 件、平成 29 年度の当初予算 5 件を含む 16 件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第 4、承認第 1 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第 1 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正がされ、平成 29 年 1 月 1 日から施行されましたので、当町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を平成 28 年 12 月 27 日に専決し、施行したものでございます。承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、承認第 1 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして説明させていただきます。

この条例改正につきましては、先ほど町長からの提案理由にもありましたように、平成

28年12月に地方公務員の育児休業に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律がそれぞれ一部改正されまして、仕事と介護の両立支援を進めるため、介護休暇制度の見直しと介護時間の制度が新たに導入されたものでございます。

法律の施行日が平成29年1月1日からとなっておりますので、当町の条例を平成28年12月27日に専決処分とし、1月1日から施行とさせていただいたものでございます。

この改正にあわせまして、一部文言の修正も行っております。

それでは、新旧対照表のほうで説明させていただきます。

ちょっとページが飛びまして、新旧対照表、第15条になります。一番最後のページになってしまいます。すみません。

まず、介護休暇と介護時間、この15条と15条の2が制度改正と新設されたものとなっております。

まず、介護休暇、第15条の介護休暇の内容で説明させていただきます。現行では、介護休暇の最初の承認の日から6カ月以内の期間だけ介護休暇が認められるというものでありましたが、通算して6カ月、3回まで介護休暇、3回の期間内で分割しての介護休暇の取得が可能となったものでございます。今までは、その6カ月の期間、分割ではなく、一括、最長で6カ月であったんですけども、これは通算して6カ月ですので、1カ月ごとにとるということも可能ですし、2カ月を3回ということも可能となったということでございます。

それから、その中でも、対象家族のうち同居の要件が必要となっております祖父母、孫、兄弟姉妹、これは同居要件が現行では必要でしたが、これが不要になりまして、別居していても祖父母、孫、兄弟姉妹は取得ができるというものとなっております。

第15条の2では、この介護時間が新たに設定されたものでございます。要介護者の介護のために1日の勤務時間の一部を最初の承認の日から3年以内の期間で勤務しないということが可能となったものです。介護時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で、必要な時間が認められます。ただし、この時間は、介護休暇と同じく給与の減額が行われるということとなっております。

それから、文言整理といたしまして、今まで「あつた」、「なつた」など、大きな「つ」から小さい「っ」に変えさせていただいております。条例、例規集自体にもこのような表現がたくさん出てきておりまして、まず手のつけられるものからということで、今回の改正にあわせてさせていただきましたが、かなりたくさん量、例規集の中に入っているものでござ

ございますので、例規集の作成の業者とちょっと今、改正について議会に提案、この分のものだけ除いた提案はできないかということで協議をさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回ですので、申し添えます。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。承認第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、承認第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第5、承認第2号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第2号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を御説明申し上げます。

先ほどの承認第1号に係る専決と同様、地方公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正がされ、平成29年1月1日から施行されましたので、当町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を平成28年12月27日に専決し、施行したものでございます。御承認いただきますようよろしく願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、承認第2号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について説明させていただきます。

先ほど町長も説明しましたとおり、承認第1号と同様に、平成28年12月に地方公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されました。これは、仕事と育児の両立支援を進めるために、子の看護休暇等の見直しが行われたものとなっております。

法律の施行日が平成29年1月1日からですので、当町の条例も昨年12月27日に専決処分として、1月1日から施行とさせていただきます。

それでは、また新旧対照表のほうで説明させていただきます。

「第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定めるもの」というところがございます。これは、育児休業等の対象となる子の範囲を法律上の親子関係であります実子または養子というものを第1号で規定しております、法律上の親子関係に準じると言えるような関係にある子、例えば養子縁組の里親に委託されている子を第2号で規定するというものになっております。これによりまして対象者を拡大したというものでございます。

第2条の3は、現行の第2条の2の条番号を1つ繰り下げて規定させていただいております。

続きまして、第3条です。これは、第2条の2で子の範囲が拡大されたことに伴いまして、育児休業の取り消しの要件というものを規定、文言整理をしているものでございます。

ページをめくっていただきまして、右側のページ、第10条です。この第10条は、育児短時間勤務をすることができる事情というものを規定していますが、第3条の改正にあわせまして、第1号で実子または養子、現行のものですね。第2号では先ほどの里親と子の関係というものを規定しているというところになっております。

そして最終のページ、第17条でございます。部分休業の承認の規定ということの改正ですが、これは1日に2時間から育児時間または介護時間を減じた時間を部分休業できる旨を新たに規定しております。現行では、部分休業1日2時間という規定、育児または介護休暇とは併用して受けられないということとなっておりますので、これが新たに規定されたものとなっております。

あとは、先ほどと同様、文言の整理というところになっております。

以上で説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。承認第2号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、承認第2号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長(杉岡義信君) 日程第6、議案第1号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第1号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

平成28年6月議会において、町長の給料月額を平成29年3月まで1割削減する特例条例を可決いただきましたが、平成29年4月から平成30年3月までの1年間、期間を延長するものでございます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第1号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件について説明させていただきます。

先ほど町長の提案理由にもありましたように、昨年の6月、町長が就任されてから6月議会におきまして、給料月額を1割削減という内容で29年3月31日までの期間させていただいておりました。これを、町長からの申し出によりまして、29年4月分から30年3月分までの1年間を延長するという事で改正させていただきます。

新旧対照表につきましても、その期間の変更とさせていただいております。減額の率につきましては、昨年度と同様、1割ということとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第1号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第1号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第7、議案第2号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第2号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

昨年8月に発出された人事院勧告により扶養手当が改正されることとなりましたので、額の一部改正と、あわせて通勤手当の改正を行うものでございます。

施行日は、第1条が平成29年4月1日から、第2条は平成30年4月1日からとなります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第2号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件につきまして説明させていただきます。

この条例につきましては、議会運営委員会終了後、差しかえということになりまして、まことに申しわけございませんでした。

それでは、説明させていただきます。

今回の改正につきましては、人事院勧告に伴いまして扶養手当の改正、それとあわせて通勤手当の改正、見直しと文言整理を行うものとなっております。

それでは、新旧対照表のほうで説明させていただきます。

まず、新旧対照表、第1条のほうから説明させていただきます。

今回の改正、第1条と第2条と2本立てです。第1条につきましては、平成29年4月1日からの施行をするものを規定しております。第2条は、平成30年4月1日からの施行日となるものでございます。

まず、第1条です。第11条の扶養手当ですが、第2項第1号におきまして、満22歳に達するまでの子と孫というものを現行では対象としておりましたが、新しく、子と孫、これを2つに分けると、別々の号に規定しておるものでございます。

第3項では支給額を規定しております。第1号に規定されました配偶者は1万3,000円から1万円に減額、第2号の子は6,500円から8,000円に増額、第3号に規定した孫は6,500円の現状のまま、以降の父母、祖父母等も6,500円の現行のままとなっております。

下段の第12条におきましては、その扶養手当の手続を規定しているものとなっております。配偶者の届け出、それから子供の届け出等を規定したのとなっております。

めくっていただきまして、右のページ、第13条、こちらは通勤手当の改正をしております。現行、自動車の使用距離、自動車等、交通手段で通勤されるものは5キロメートル未満を2,100円と規定しておりましたが、通勤手当、国の支給額同様、2,000円に100円減額するものとしております。

続きまして、最後のページになります。裏面で、第2条です。これは平成30年4月1日から施行となるものでございます。

第1条におきまして扶養手当を改正いたしておりましたが、今回、この扶養手当の支給額、平成30年からは、この扶養手当の支給額を第1号で規定する配偶者につきましては、1万円からさらに減額して、これを6,500円にするものとなっております。子供以外の扶養手当は全て6,500円となるもので、子につきましては1条で改定した8,000円に増額されたままとなっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番議員、向出です。

議案第2号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について、反対討論を行います。

条例案は、職員の扶養手当について、配偶者については引き下げる、そして子については引き上げるという内容になっています。扶養者の中で配偶者と子に差を設けるのは、扶養手当のあり方として問題であると指摘して、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第2号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第2号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第8、議案第3号、笠置町職員定数条例一部改正の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第3号、笠置町職員定数条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

平成30年度末の退職に備え、採用者数の平準化と職員体制の強化を図るため、町長部局に属する職員数を現行の46名から48名に2名増とするものでございます。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第3号、笠置町職員定数条例の一部改正について説明させていただきます。

今回改正させていただきますのは、第2条第1項に規定する町長部局に勤務する職員の数を46名から48名、2名増員するものでございます。

第2条第2号では議会事務局の職員の2名と規定しておりますので、現在、職員定数を現行の48名から50名に引き上げるものとしております。これにつきましては、先ほど町長

からの説明もありましたように、職員の平成30年度の退職を見据えたもの、それから今後、この数年で取り組んでいく地方創生事業等も必要となりますので、職員の採用の平準化を図るもの、それと体制の強化につきまして、今回、定数自体を上げさせていただくこととさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

まず、今おっしゃった体制の強化、30年の退職を見据えてというのがちょっとわからない。その辺のところを説明願いたいのと、なぜこの業務がこの2名、そういうことで業務がふえたのかどうか、そして今まで業務の見直しをされたかどうか。例えば産業会館でしたら、以前はアルバイトの方が2人おられて交代で出られて、今は職員が行っておられます。それと、私、以前から言っているように、このテレビの放送でも、職員がテレビを撮りに行くのではなしに、民間委託するとか、そういったこと。そして、後でも言いますけれども、水道の検針なんかもそうなんです。民間委託してほしいと。予算はついていますが、そういった業務の見直しをやったかどうか。いわゆるスクラップ・アンド・ビルドということで、本当にやらなければならない。

そして、嘱託職員が現在11人おられます、職員名簿を見ますと。この嘱託職員のも後でちょっとまた言いますけれども、嘱託職員で当面やっていけないかどうか、そして先ほど言ったように民間委託でどうか、そういった議論、検討されたかどうか。先ほど町長が地方創生で笠置町の人口は、2040年、もう間近ですよ。2040年には888人とおっしゃっていますけれども、740人と推定されております。そういった人口の変化に伴って、なぜ今この2名をふやさなければならないのか、この点をお願いしたいと思います。

そして、この最近の2月の総務省と内閣府は、小規模自治体に対して自治体にスリム化を促すと。ことしから二、三年で集中的に改正を、改革を求めると新聞報道されております。だから、いよいよ4月からそういったこともやられると思うんですけども、だから、今述べましたこの3点、答弁いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の質問にお答えさせていただきます。すみません、また漏れがありましたら指摘いただきたいと思います。

まず、途中出ておりました嘱託職員ですけれども、今現在、うちのほうで嘱託職員として

雇用している一般事務につきましては2名、29年度からは1名になります。うちのほうの嘱託職員は、保育所での保育士、調理師、それから学童、児童館等の指導員というところで専門的な業種となっております。事務職員につきましては一般職員でやっている中での補助という形で嘱託職員を配置しているだけですので、そこをまた増員していくというのは、今のところ、事務としての増員は今考えていないというところではあります。

それから、業務見直しにつきましては、外部委託等も検討しておるものもございます。ただ、こっちで直接実施していくもの、外部へ発注するもの、もちろん費用対効果もございませぬので、そこらの検証はしていく必要があるかと思っております。今何を外部発注しているんだというところは難しいところがあるかもしれませんが、今後、その笠置テレビのことも、おっしゃったように外部委託するほうが費用対効果が上がるものであれば、アウトソーシングも必要なのではないかということも思っております。

それから、人口減少に伴いまして、職員数が多いのではないかとというような御意見だったように思うんですけども、笠置町、人口割にすれば、職員数は他の自治体に比べて上回っているところではあります。ただ、府やら国からおりてくる事務量といたしましては、小さな自治体でありまして大きな自治体でありまして必要な事務をしていかないとということには変わりはないので、今の体制でやっていけるのかということと不足があるというところで、今回、増員も考えさせていただきました。例えば、相楽東部広域連合について、また今後、事務をそちらに持っていくということも今後出てくる場合もあるかとも思いますけれども、税機構にも1名派遣ということにもなっておりますので、うちのほうの体制的には今現状でマックス以上の事務を職員もやっているというところを御理解いただけたらと思っております。

体制につきましても、町長が就任されてから大きな異動等は実施しておりませんでした。今回の4月1日には退職者もございませぬので、管理職も含め、職員のほうも異動を考えております。その中で業務の見直しであったり、体制の見直しであったりというのは必要なかなとは思っておりますが、現在のところ、これでいくというまだ案には至っておりませぬので、そこらもお含みいただきまして答弁とさせていただきます。

(「外部」と言う者あり)

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 先ほどケーブルテレビの件で外部。

(「これだけじゃなくて」と言う者あり)

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 今、直接この業務について委託しているという

ものは出てきていません。例えば、運動公園の管理をNPOに委託しているとか、そういうところでの外部発注はしておりますけれども、当町でやっている事務事業的なものにつきましては、現在、そこまでは上がっていないというところです。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 一応、業務見直し、検討していくということなんですけれども、この2名をふやすときには、やはりそういった事前にもっと早く、ふやすということは、業務の見直しをやって、これだからどうしても欲しいというのが本来の姿だと思うんですよ。

そして、先ほど嘱託のことで職員のことを言いましたけれども、嘱託職員というのは中途半端な形で、私もちょっとよくわからないんですけれども、例えば、南山城村のネットを見ていましたら、南山城村臨時職員取扱規程という規程が載っているわけですね。そこでやはり地公法第22条の第5項による採用、そこで一般事務とかいろいろ、一般事務が6,800円とか日額とか、いろいろ書いていました。そこまで、条例ではなしに、規程まで書いてやっております。

いわゆるこの22条の第5項というのは、「任命権者は、その任用を六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない」という文言があるわけですね。だから、この嘱託職員というのは、私もちょっと村のネットだけですけれども、見ていたけれども、嘱託職員という言葉が出てこないんですけれども、これは地方公務員法上どういう身分になるんですか。その辺だけ。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

笠置町のほうでも臨時職員取扱規程、嘱託職員取扱規程というものは規程しております。例規集のほうには、規程というところもありまして、まだ掲載はしてありませんが、もちろんそれに基づいて雇用しております。

嘱託職員につきましては、先ほどもうちのほうでは専門的保育士であったり、調理師であったり、そういう専門的なものということで雇用してきている経過もございますので、地公法上での位置づけというのは、その嘱託職員、常勤的な専門職員という、専門職員ではないんですけれども、常勤的な雇用できる特別職みたいな位置づけになるんです。特別職と一般職という言い方で分けてしまうと特別職にはなるんですけれども、議員さんとか町長とかという特別職とはまた違った、統計調査員であるとか、そういう特別職という位置づけでしております。嘱託職員につきましては、うちの定数外の職員ということになりますので、今回

の定数条例とは全く人数的には関係ないことにはなるんですけども、実際事務をやっている中で1名出ているということには間違いはないんですけども、そういうところでうちのほうでは嘱託職員、臨時職員の線引きを行っております。

臨時職員についても6カ月の雇用、臨時職員につきましては6カ月雇用を継続しているといえますか、6カ月の期間の雇用通知自体を出しております。嘱託職員につきましては、1年間の辞令という形で、4月1日なり、採用したときに出しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） これで3回目ですので、これで終わりだと思うんだけど、嘱託職員というのは身分が不安定なんですよね。例えば、申しわけないけれども、来年度の予算の嘱託職員の人数はちょっとわからないんですけども、予算を集計しますと大体1,600万ぐらいですね。1,592万、11人か10人かわからないんですけども、そういう数字なんです。だから、嘱託職員というのは中途半端な、地公法上、労基法上、これが本当に適正かどうかというのは私もちょっとわからないんですけども、一応、またその辺のところを調べていただきたいと思いますけれども、これは本当に労基法上いけるかどうか、その辺の問題がどうかという思いはあります。中途半端なあれで、ボーナスもない、地公法上も適用されない、そういうことですね。中身のこととかね。だから、そういったことの嘱託職員を安易にどんどんふやすというのはいかがかなという気がいたします。

そして、先ほど定数上のことをおっしゃいますと、村の定数ですけども、一応64人ですね、村は、隣の。笠置町は今46人。それがいいかどうか、悪いかは別にして、先ほどおっしゃったように、やはり国が地方にどんどんと仕事を与えて、いろいろなことで事務量は確かにふえていると思います。この例規集でも、私が初め来たときは、まだ本当に薄っぺらい例規集でした。これだけふえて、確かにふえていると思います。だけれども、それは事務事業の見直しとかをやって、これからそういった見直しということもスクラップ・アンド・ビルドという考え方でぜひともそういうことでやって、安易にふやすとかいうのではなしに。それはなぜかといいますと、笠置町の人口も減ることはさることながら、予算もやはり税収なんか持ちこたえられなくなってくるわけですね。そうすると、財政の硬直化がだんだん進んでくると思うんですよ。だから、新規事業なんかはできないと思いますね、将来的には。人口がこれだけ減ってくれば。だから、それだけのことを考えて、安易にふやすのではなしに、これからはもっと事務事業の見直しを大いにやっていただきたい。

そして、たまたま今回48人にされた場合に、いずれ人口が減ってきたら、48、定数は

そのままにしておいて、予算定数という形。だから、10年後には今48の条例定数はそのまま置いておいて、10年後には40人の予算定数とか、8人分の予算が減るとい、いわゆる予算定数という形に、いずれはそういう形になってくるとは思います。それはわかりませんが、いずれはそういう形になってくるとは思います。

そして、これから、今は学生側の売り手市場ですから、だんだんと少子・高齢化で、心配するんですけども、町に優秀な人材が入ってくるかどうかというのが将来的にはある。今はどうこうではないんですけども、そういった問題もいずれ考えなければならない問題ではないかと思ます。以上です。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問の答弁をさせていただきます。

嘱託職員につきましては、もちろん公務災害にも入っておりますし、夏期手当、冬期手当ということで支給はしております。何かのときには労災保険もありますし、雇用保険も社会保険もきちんとかけておりますので、労基法上抵触するという事は全くしておりません。そこは説明させていただきます。

今回の条例定数ですけども、上限の50人と定めるものですので、もちろん事務の見直しとかによりまして、すき間というか、原因、人数が減ってきた場合は、どうしても50名に持っていけないといけないという人数ではございませんので、48、46、もちろん見直して、50名の予算を上げるというのではなく、そういう場合はもちろん現員数、実際にいっている職員数の人件費を上げさせていただくというところなので、そこは御理解いただきたいと思ます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

定数を48名にするということですが、職員数をふやすということで、安易に出費がふえ

るといふ観点よりも、やはり質の向上。単に数をふやすということよりも、今ある職員がどう生き生き働けるのか、どういうことを目指して笠置町というものをよりよくできるのか、そういうイメージが持てるチームづくり、組織づくりに反映される数字であるとするならば、僕は大きい賛成したいと思います。

以上、賛成討論とします。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第3号、笠置町職員定数条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第3号、笠置町職員定数条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第9、議案第4号、笠置町税条例一部改正の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第4号、笠置町税条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律などの一部を改正する法律、平成28年法律第86号及び地方税法施行令の一部を改正する政令などの一部を改正する政令（平成28年政令第360号）は、平成28年1月28日に公布、施行され、また特定非営利活動促進法の一部を改正する法律、平成28年法律第70号が平成28年6月6日に公布され、原則として、公布の日から1年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行されることに伴い、関連する笠置町税条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

議案第4号、笠置町税条例一部改正の件について、改正内容を御説明いたします。

今回の改正の概要は、第1条関係で特定非営利活動促進法の改正に伴う名称の変更等、第2条関係では社会保障の安定財源の確保等に係る税制の抜本的改革を行うための消費税法の一部が改正され、消費税率引き上げ時期が変更されたことに伴います税制上の措置を講じるための改正を行っております。

なお、規定のずれや文言の修正等は、一部説明を省略させていただくがございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

9ページをごらんください。

初めに、第1条関係、町民税の申告、第36条の2では、特定非営利活動促進法の改正に伴う名称の変更でございまして、下段の「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改めるものでございます。

10ページをごらんください。

中段、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、第7条の3の2では控除適用年度を「平成41年度」から「平成43年度」に、また居住開始年を「平成31年」から「平成33年」に、適用期限を法改正にあわせて延長しております。

次に、2条関係でございます。ここでは、消費税率8%から10%への引き上げ時期の変更に伴い、平成28年6月議会で議決いただいた笠置町税条例の一部を改正する条例（平成28年条例第11号）を改正いたします。今回の改正は、消費税率の引き下げにより、当初予定されておりました、平成29年4月から適用させるため改正した軽自動車税の環境性能割の導入や法人税割税率の引き下げ等の改正規定を、消費税率の引き上げが延長されたことにより、適用施行前に再度改正するものでございます。手法としましては、該当する改正規定を一旦削除し、新たに延期された平成31年10月から適用させる改正規定を追加するものでございます。

なお、笠置町税条例の一部を改正する条例（平成28年条例第11号）は、皆さんのお持ちの笠置町例規集には掲載されておられませんので、御了承ください。

それでは、11ページをごらんください。

第1条、18条の3の改正規定を一旦削ります。次の19条では、消費税率の引き上げに関する規定箇所のみを一旦削除し、改正前の状態に戻しております。

次に、12ページ、上段の第34条の4、法人税割の税率の改正規定もここで一旦削ります。

16ページの上段です。第80条の軽自動車税に関する改正規定、ここから21ページの下段の第91条第2項の改正規定まで、これも一旦削ります。

次に、22ページ下段からの附則第15条関係の改正規定も削り、24ページの上段、附則第16条の改正規定をさきの改正前の状態に戻す文言修正を行っております。

これらは、消費税率引き上げ延長後の平成31年10月までの経過措置的な改正を行っているものでございます。

そして、次に25ページ下段の右側で、第1条の次に「第1条の2」として1条を新たに加えます。

26ページに続きます。

ここでは、新たに延期後の平成31年10月に適用させるため、これまで削除してまいりました第18条、19条、34条、第80条関係から33ページの附則第15条関係に、附則第16条の改正規定を新たに加え、下段の附則第16条第2項から第4項まで削るの規定を含めて追加しております。

これらはいずれも、消費税率の引き上げに伴い、平成29年4月1日に改正を予定していたものを一旦削除し、もとの状態に戻すなどを行った上で、消費税率の引き上げに伴い改正を予定されていた項目を新たに延期後の平成31年10月から適用させるため、第1条の2として条を追加することにより、改正規定を整備したものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行します。また、消費税率改正時に適用される規定につきましても、延期後の施行日である平成31年10月1日から施行します。

以上で、笠置町税条例一部改正の件について、説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第4号、笠置町税条例一部改正の件について、反対討論を行います。

条例案では、消費税の延期に伴いまして一旦削除し、平成31年10月から再び上がることを前提にして改定という内容になっています。これまで消費税については、所得が低い方、特にお子さんなどが多い方などは消費がふえ、かえって税金が高くなるという不公平な税制であるという立場で反対をしてきました。今回も消費税増税を前提にしたものであることを反対理由として、討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第4号、笠置町税条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第4号、笠置町税条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第10、議案第5号、笠置町介護保険条例一部改正の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第5号、笠置町介護保険条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第300号）の公布により、平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、合計所得金額に長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を適用するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第5号、笠置町介護保険条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の4ページの新旧対照表のほうから御説明申し上げます。

まず、現在の介護保険条例でございますが、27、28、29年度の介護保険料を決定している条例でもございます。今回改正いたしますのは、その現条例の本体附則と申しますか、最初に附則が設けられたところの追加条項といたしまして、平成29年度の特例として附則の追加条項として設定するものでございます。

中身を申し上げますと、内容はわざわざ書いてあるのですが、金額は変更ございません。それから、段階区分も変更はございません。何が変わったと申しますのは、町長の趣旨説明にございましたように、特例控除を認めるというふうなことでございます。

それと、なぜこれは全て改正する条項が書いてあるのかと申しますと、今回の改正は、も

とも介護保険料は介護保険法施行令第39条の第1項でずっと決まっているんですが、今回は特例で、そのもとの介護保険法の施行令の附則の第20条第1項各号に基づいて改正するものですから、根拠条項が変わりますので全てこういう形で列記させていただいたというふうなことになります。

それでは、若干御説明申し上げます。

第7条の中で、第1号から第3号までございます。これは本人・世帯非課税というふうな部分で、当然金額は変わっておりません。

それから第4号以下は、第4号、第5号は本人非課税で世帯課税というような分類で、第6号以下は本人・世帯課税というふうな大きな分類になっています。

今回改正がありますのは第6号以下で、そのこのイのところの文言、「地方税法」——詳細は省くとしまして、最後のほうは「合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする」というふうな特例控除を認めたというふうな内容になってございます。趣旨説明でもございましたけれども、今まで介護保険料の算定ではこれが認められなかった。それで29年度は特例で設けると。それから30年度は大きな介護保険法の改正がございまして、今、当初予算で介護保険法の策定の予算も上げさせていただいているんですが、30年度からは引き続いて本体の方で改正、特例控除を認めていくというふうな内容になっております。認められるのは長期譲渡所得特別、いわゆる土地収用等で控除される分を保険料の控除額とすると。算定の段階で控除額とするというふうなものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第5号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第5号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時56分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第11、議案第6号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第6号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

本町の地域福祉をめぐる喫緊の課題は、衰退している地域コミュニティー、地域の中で共助、互助し合う力を支えることとございます。

まず、御承知のとおり、平成29年度より笠置町独自の介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、地域で支え切れない方々の受け皿を制度化し、実施します。あわせて地域コミュニティー活動事業を支えるまちづくり活動の支援を拡充します。まずはこの重点事業を継続的に実施するため、恒久的な財源を確保することが最も重要な観点と考えております。

したがって、本条例一部改正の提案趣旨は、現在の限られた財源で今申し上げました喫緊の課題に対応するため実施しております本町福祉医療費助成事業の中で、全国に比して特に特化している笠置町単独事業分の制度内容を少し標準化させていただき、重点施策の代替として振りかえさせていただくものでございます。

この条例は公布の日から施行し、平成29年8月1日以降の診療分に係る医療費から適用するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第6号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

中身に入ります前に、1点訂正をよろしく申し上げます。

1ページ、最後のほうの附則、1項、「この条例は交付の日から施行する」の「交付」の字を誤っております。正しくは、公の布の「公布」に御修正いただきますよう、お手数ですが、よろしく御願申し上げます。

それでは、説明に入ります。

3 ページ、まず、町長の提案理由にもございましたとおり、この福祉医療制度の改正でございますが、所得の多い方等に他の市町村に比して特に特化しております笠置町単独事業費を少し標準化させていただき、縮小させていただき、本年4月から実施します新しい介護予防・日常生活総合事業、あるいは地域コミュニティー助成事業の少しでもその財源に充てるというふうな観点がございますので、よろしく申し上げます。

まず、5 ページの第4条でございます。

まず、上段が所得制限でございます。3行目から読みますと、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令——括弧は省きます——第12条第1項に規定する額を超えるとき、その者の配偶者若しくは扶養義務者で、主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が同施行令第12条第2項に規定する額を超えるとき」、これが今まで笠置町ではありませんでした。ここは何を言っているかといいますと、本人の所得が高い方、あるいはその方を扶養する方の所得が高い方につきましては本来は給付制限がかかっております。京都府のほうでもかかっております。ただ、ここは笠置町にはなかったもので、今回、この部分は全国並みにさせていただくというふうなことでございます。

それから、その下、「補助金交付要綱——括弧は省きます——第2第1号の規定に該当しない場合であって、その者の前年の所得に対して市町村民税課税の場合は、支給しない」というふうになっています。笠置町が特化している部分といいますのは、事前に説明資料、議案資料をお配りしておりますので御承知いただいたかと思いますが、大きく言えば、身体障害者手帳でいえば3級と4級に係るほぼ全ての方に対してやっている助成事業が笠置町の単独事業分になります。京都府下で大体6市町村、それをやっておりますが、制限なしでやっているのは笠置町だけです。全国的にもほぼないと聞いております。その部分を少し標準化させていただく。課税の方については辛抱していただき、その部分をこの喫緊の課題の重点事業として財源充当させていただくというふうなものでございます。今読ませさせていただいたのは、府の制度対象外の人にあつては町民税非課税者の方を対象とさせていただくという規定になります。

それで、適用時期でございますが、証の切りかえが本年度、税の確定をもって判定しますので、7月末には判定できます。8月1日、新たな証をもって切りかえをさせていただく予定をさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番(向出 健君) 3番議員、向出です。

議案第6号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件について、反対討論を行います。

笠置町では、身体障害者1から4級までの入院、通院の自己負担がなくなるよう助成を行っており、今条例案では、それに所得制限を設けるなどの内容となっています。こうした助成は権利として本来誰でも受け入れられるようにすべきであり、所得制限を設けることは問題です。

先ほど、新総合事業の喫緊の課題に対応するために、一部所得制限を設けて、そのお金を財源に回したいという、そういう説明もありましたけれども、福祉を削って別の福祉に充てるというやり方では、福祉を受ける方の住民の方の本来の願い、医療にかかる負担を少なくしてほしい、そうした願いに逆行するものであり、本来は国に対して財源が不十分であれば求めていくものだとは考えています。

以上を反対理由として、討論を終わります。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第6号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数です。したがって、議案第6号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第12、議案第7号、笠置町介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第7号、笠置町介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者負担

金の徴収に関する条例制定の件について、提案理由を御説明申し上げます。

本町の高齢者福祉をめぐる喫緊の課題は、要介護状態となることの予防または要介護状態の軽減及び介護、医療、生活支援などの総合的な支援を目指す笠置町地域包括ケア体制の整備を一体的に実施することと考えております。

本議案につきましては、その一環であります、平成29年度より笠置町が実施します介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係ります利用者負担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものでございます。

施行日は、平成29年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第7号、笠置町介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例制定の件につきまして御説明申し上げます。

まず、内容につきまして、前提としまして、本年4月1日から介護予防総合事業が実施されます。それに向けて、関係機関、それから関係者、非常にいろいろな微調整をしながら、大筋としてはいろいろ職員も頑張ってくれまして、何とか4月1日から実施できる段取りが組めたところでございます。その中心となりますのがこれから御説明申し上げます事業でございます、これは各市町村によっていろいろ特色がある事業でございます、笠置町では今の現状の資源、あるいは人材、あるいは財源等でこれが一番最適だというふうな形で組ませていただいた事業となります。

それでは、1ページの条例第1条から御説明申し上げます。

介護保険法第115条の45に総合事業のいろいろな定義がございます。その中で笠置町が今実施しますのは、第1号事業という中でございます。大きく分けますと、予防に係る訪問介護、それから通所介護、それから認定者にこだわらない一般介護予防事業、この大きな枠に限られます。これについて各町が実施するものですから、負担金を徴収するに当たっては条例で定めるというふうなことをこの1条で取り決めております。

2条のほうで、今言いました内容、1号事業、あるいは一般介護予防事業という事業の定義をしてございます。

それから、3条で利用者負担金を取るというふうな定義をしております、2項で別表のとおりとするということで、これから説明させていただきます。

それから、第5条のほうで免除規定を設けてございまして、利用者負担金の支払いが困難と認められるときというふうなところを想定してございます。

2ページ、別表になっておりまして、一番左の列で2種類に分けております。1号事業と、下が一般介護予防事業。それから、1号事業の中でも最終的には3種類に分けております。訪問型サービス事業、これはヘルパー的な感覚でとっていただいたらいいんですが、その事業は今までどおりの事業も継続します。どうしてもその専門的な知識が必要な要支援者がおられますので、その方については今までどおりの国の制度を適用します。

それから、例えば、身の回りの掃除とか食事とか洗濯、身体にかかわらないサービスについては、現行のサービスよりももっと手軽な、あるいは利用しやすい体系にしていくというのが、その次の訪問型サービスA事業というものでございまして、これは最終、社会福祉協議会に委託する事業となります。この母体でございまして、今いろいろ社会福祉協議会のほうで人材育成をしていただいております、その中でさらに研修を受けていただきます。その研修を修了することによって、この事業の実施をその方々にしていただくというふうなことでございまして、時間に分けております。右の列でございまして、30分未満で50円、60分未満で150円、90分未満で200円、これはあくまで利用者負担金でございますので、全体事業費としては、社協に委託する事業というのは別途ございます。

それから、通所型サービス事業、その下でございまして、これはデイサービスの的なものでございまして、これは必要な人には今までどおり受けていただく。

それから、大きく変わりますのが一般介護予防事業、下の段でございまして、まず、現行制度で要支援制度がなくなりますので、それらが外れる方といいますか、そういう方が予防を兼ねて過ごす居場所というのがなくなります。それはことしから徐々にふえてくる予定をしております。そういう方の居場所づくり、今、介護予防のサポーター養成事業というのも並行して取り組んでございまして、そういう方々に一緒に活動していただけるような居場所づくり事業、それから2号目として運動機能向上・認知症予防事業ということで、これはもう少し専門的な見地をお持ちの方に指導いただいて、若干ちょっと差をつけさせていただいて、300円というふうな利用料を設定してございます。

こういう形で4月から施行させていただく。本格施行なんですけれども、その都度、業務については利用しやすいような見直しを行いながら移行していきたい、かように思います。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

確認のためお聞きしますが、今条例に規定するサービスを受けられるのはどのような方でしょうか。窓口でチェックリストにより判断された方でしょうか、それとも要介護認定を受けた方でしょうか、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、対象者につきましては、今現在、要支援者に該当されている方は当然該当しますし、4月から介護保険法が改正になりまして、今までどおりの要支援者という認定がなくなる方がおられます。このまま続く方もおられます。福祉用具等々につきましては、今までどおり認定制度を活用していただくという制度が残ります。ただ、今まで予防の訪問介護、通所介護で認定を受けられていた方については、今後、認定はなくなってくるということになりますので、それらの方も対象になってくる。

では、どういう基準を設けるというふうなところでございますが、先ほど言われたチェックリストというのが国のほうから示されておりまして、一義的にはこのチェックリストで該当者。ただ、ここは、担当者の判断ではなくて、別途、コーディネーターを中心とした協議体というのを設けます。ケア会議ではございません。新たに協議体を設けて、その合議で判断していくというふうなことになることになってございます。ですので、認定が必須ではございません。ただ、チェックリスト等で一定の要件を必要とする事業もあります。それと、一般介護事業についてはこのチェックリストという必要性もないケースも出てきます。介護になる予防に向けて努力する方を対象としますので、そこは対象者の定義はしていない部分がございますので、よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

懸念されますのは、チェックリストだけでこの事業を受けるという方の中に、本来は要介護認定を申請すれば介護認定を受けられた。しかし、この事業にそれだけで移されていって、結果、要介護認定を受けられないという事態がもし生じるとすれば、やはりそれは懸念、問題ではないかというふうに考えるわけですが、新たに例えばこの新総合事業を利用したいという方がおられたときに、チェックリストを用いる方の中で、要介護認定も受けられてはどうかという方もおられるのではないかというふうに思うんですけれども、そういった方には要介護認定、申請もされるように、やはり窓口の段階できめ細かな相談をされるべき

だというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問は、恐らくボーダーラインの方が対象になってくると思います。そのボーダーラインの方につきましては、やはり包括支援センターという窓口がございますので、丁寧な対応は今までもしておりますが、この制度改正に伴って少々混乱も予想されますので、そこはもう丁寧に対応するような形でいきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほど話にも出ましたように、福祉用具の貸与、また介護に係る住宅改修等は要介護というのが支給要件になっていきますので、新たにそういう状態になった方、相談された方には、ぜひその要介護認定を受けられるようにきめ細やかな対応をしていただくように求めたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 答弁は要らないな。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第7号、笠置町介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例制定の件について、反対討論を行います。

国は、被保険者を介護保険の給付から外していき、地域での安上がりのサービスに移そうという、そういう動きを示しています。今条例案もこうした方向のものであり、介護保険を改悪し、安心の介護とは逆行するものです。

先ほど訪問型サービスA事業の担い手は研修を受けた方だという説明がありましたけれども、家事手伝い等の簡易なものであっても、本来、体調の変化等、介護にかかわるいろいろな専門的知識を有する方が担うことが好ましいと思います。しかし、研修を受けた方、十分な研修はされると思いますけれども、やはり専門職ではない、そういう方向に進むということは安心の介護とは逆行するものだと指摘をして、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第7号、笠置町介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第7号、笠置町介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第13、議案第8号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第8号、笠置町一般会計補正予算（第6号）の件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額14億3,467万5,000円に、それぞれ848万3,000円を増額し、歳入歳出総額を14億4,315万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫支出金では交付額確定などにより150万円を減額、府支出金では電源立地地域対策補助金440万円や「お茶の京都」市町村支援強化費260万円などの増額により、1,168万8,000円を増額しております。

歳出の主なものは、地方創生事業として実施しておりますサテライトオフィス整備とJR笠置駅舎整備に係る工事請負費が278万3,000円増額、減災基金への積立金を1,204万円計上、また各費目における事業費の確定による減額を行っております。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第8号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第6号）につきまして説明させていただきます。

総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の歳出について説明させていただきます。

今回の補正額、先ほど町長の説明にもありましたように、848万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出総額は14億4,315万8,000円となっております。

それでは、歳入の9ページから説明させていただきます。

まず、使用料です。12款使用料及び手数料、2項手数料、衛生手数料は、し尿くみ取り券の販売手数料の減額見込みによりまして75万6,000円と、狂犬病につきましては登録手数料の頭数の増により2万1,000円を増額いたしまして、差し引き73万5,000円を減額としております。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、障害者自立支援給付費や児童手当負担金の確定に伴いましてそれぞれ減額いたしまして、117万4,000円を減額いたしております。

同じく13款国庫支出金、国庫補助金では、総務費国庫補助金で社会資本整備総合交付金で32万5,000円。こちらにつきましては、後ほど歳出でも説明させていただきますけれども、耐震改修に係るものを減額とさせていただきます。

民生費国庫補助金におきましては、介護保険事業の補助金といたしまして、事業確定によりまして1万8,000円が増額となっております。

衛生費国庫補助金におきましても、浄化槽の設置整備事業交付金が13万8,000円減額となっておりますが、これも設置基数が減少しておりますので13万8,000円を減額いたしております。

14款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金では、こちらも国庫と同じく事業費の確定見込みによりまして社会福祉費負担金で50万円の減額、こちらは児童手当負担金のほうでは7,000円増額となりまして、差し引き49万3,000円を減額しております。

同じく14款府支出金、府補助金、1目総務費府補助金では、電源立地地域対策補助金といたしまして440万円。これは毎年あるものではあるんですけども、今年度につきましては、後期分といたしまして今回交付決定を受けまして、440万円を増額しております。その中で木造住宅耐震改修事業につきましては、申し込みというか、対象がありませんでしたので60万円を減額しております。文化力で京都を元気にする事業補助金、それから「お茶の京都」市町村支援強化事業等で上がっておりますものは、鍋フェスタの事業にかかわりまして京都府のほうから交付金をいただいております。新規の事業といたしまして、コミュ

ニティコンビニ整備事業500万円、京都府の拠点整備事業といたしまして交付を受けて実施するもので、歳出のほうでも計上させていただいております。

民生費府補助金におきましては、それぞれ事業費の確定によりまして減額を行っております。

11ページに移りまして、老人福祉費等も事業費確定による減額、衛生費府補助金にいたしましても、先ほどの国庫と同じく、浄化槽の設置数等の減によりまして額をそれぞれ減額させていただいております。

農林水産業費府補助金におきましては、農業委員会交付金の増額や農業委員会の補助金に対する府の補助金が増額によりまして、農業振興事業補助金では大きく減額になっておりますもので2万円を減額、トータルで6万3,000円、それぞれ減額とさせていただいております。

土木費補助金につきましても、府補助金の額確定によるものとなっております。

同じく14款の委託金で、総務費、総務管理費委託金につきましては、国からの権限移譲に伴いまして、笠置町で実施しております事務処理につきましていただく交付金なんですけれども、こちらも事業費の確定によりまして4万7,000円を減額しております。

16款寄附金は、12月以降、1件寄附がございましたので、その分を増額させていただいております。

諸収入につきましても、歳入見込みを計算いたしまして、99万5,000円を減額したものでございます。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

なお、給料、職員手当、共済費等、今回精査いたしまして、それぞれ各費目で減額しているところもございますが、それぞれの項目での説明は割愛させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、13ページをよろしく願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理費におきまして、賃金を増額しております。これは、最低賃金の改定がございまして、当町の臨時職員に対する賃金額も10月から改定しております。それに伴う増額となっております。

14節使用料につきましては、パソコンのリース期間満了等になりまして、職員が使っておりますパソコンのリース料の減額をしております。

負担金補助及び交付金につきましては、東部連合の負担金額の確定に伴いまして、今回5万円を計上させていただいております。

財政管理費につきましては、減災剰余金の積み立てを行うために減債基金に1,204万円と、先ほど歳入でありました寄附金をふるさとづくり基金として積み立てるために2万5,000円、合計で1,206万5,000円を計上いたしております。

財産管理費におきましては、公用車の車検等で車検整備、修理等の経費が増額となっておりますので、需用費や公課費等で増額とさせていただきました。

備品購入費で車両購入を133万3,000円減額させていただいておりますが、28年度で新たに公用車を1台購入する予定だったんですけれども、昨年3月に住民の方から御寄附をいただきましたので、今回購入を見送らせていただき、減額とさせていただいたものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

中段、8目の防災諸費でございます。委託料と負担金をそれぞれ木造住宅の耐震診断、耐震改修で減額をさせていただいております。こちらは、今年度、28年度は申し込みがありませんでしたので、全額を減額とさせていただいております。

16ページ、4項の選挙費でございます。参議院議員選挙、その下の町議会議員選挙、それぞれ減額とさせていただいております。こちらにつきましては、選挙精算が済みまして、それぞれ残額分を今回減額させていただいたものでございます。

続いて、21ページをお願いいたします。

10款公債費、1項公債費で、元金は12万7,000円を増額、利子で75万8,000円を減額しております。本年度、平成18年度に借り入れました減災基金等を、10年後の見直しの年に当たりまして、元利均等の見直しをしました結果、元利均等払いで借り入れしておりましたので、その分、利率がかなり落ちております。そのために、元利金等でありましたので、利子の分が減り、反対に元金上がるというような現象にはなっておりますが、全体で63万1,000円、償還分で減額となっております。

以上、総務関係の分の説明は終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 続きまして、企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） それでは、企画観光課が所管いたしますところにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、13ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費、7節の賃金でございますが、年度内に最低賃金の改正に伴い、循環バスの運転手賃金といたしまして13万2,000円を計上させていただいております。

そして、11節の需用費の燃料費でございますが、これにつきましては循環バスの燃料費として10万5,000円を計上させていただいているところでございます。

それと、14ページの6目の企画費、3節職員手当49万8,000円、4節共済費で社会保険7万2,000円、それと9節の旅費5万円を減額で計上しております。これにつきましては、地域おこし協力隊を募集しておりましたが、応募がなかったため、今回減額とさせていただきますところでございます。

なお、その募集につきましては、現在、引き続き行っているところでございます。

そして、11節需用費で775万円を計上させていただいております。これにつきましては、補助金、次世代コミュニティ実現事業という補助を活用する中で、現在募集しております地域おこし協力隊等の活動拠点とするため修繕費を行うものと、それと事務消耗品、合わせて775万円を計上させていただいているところでございます。

そして、12節の役務費で、通信運搬費として20万円を計上させていただいております。

次に、15ページの14節使用料及び賃借料で、これにつきましては地域おこし協力隊に伴う家屋賃借料として15万円を計上しておりましたけれども、これにつきましては15万円を減額で計上させていただいております。

それと、15節工事請負費で278万3,000円を計上させていただいているところでございます。これにつきましては、まずサテライトオフィス工事につきましては、既存の電気設備を使用する予定で進めておりましたが、工事を進めるに当たりまして、既設の電気設備が老朽化していることなどからブレーカー、電気配線の取りかえを行うため。それと、公衆衛生法上、設備基準等に基づき保健所または土木事務所の指導により給排水の工事、それと空調設備工事などに係るものを計上させていただいているのと、笠置駅工事につきましては、新店舗入り口付近において間仕切りにある柱がかなり解体するに当たって屋根の二重と申しますか、重さがかかっているということ、それと、外の外壁のはり、そこがシロアリにかなり被害を受けているということから柱やはりの補強を行うことと、それと、既設ケーブルの老朽化により電気設備を取りかえるものとして計上させていただいております。

それと、18節備品購入費では、次世代コミュニティ実現事業補助金を活用する中で、施設での使用備品を購入するという形で190万円を計上させていただいております。

それから、19節の負担金補助及び交付金、移住促進住宅整備事業で190万円を減額しております。これにつきましては、28年度で移住された方はおるんですけども、その補助金を活用されなかったということで減額をさせていただいております。

それと、少し飛びまして21ページの7款土木費、5項国土利用費、1目土地利用対策費、これにつきましては補助金の確定によります財源の振りかえとなっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君）　続きまして、税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君）　税住民課が所管します歳出について御説明いたします。

16ページをごらんください。

2款総務費、戸籍住民基本台帳費、19節負担金補助及び交付金で11万9,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、通知カード、個人番号カード交付事業費交付金、平成28年度年割額の確定による歳出の増額でございます。

なお、本事業は、国からの通知に基づき29年度に繰り越すものでございます。

次に、19ページをごらんください。

4款衛生費、清掃費では、財源の組みかえを行っております。

次に、し尿処理費、19節負担金補助及び交付金では94万6,000円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、合併浄化槽の設置実績の確定によります循環型社会形成推進交付金、合併浄化槽補助金、2基分の減額でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君）　続きまして、保健福祉課長。

保健福祉課長（東　達広君）　失礼いたします。

保健福祉課が所管します一般会計の歳出予算でございます。

17ページ、中段、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費のほうから御説明申し上げます。

次の目の老人福祉費の扶助費も一緒です。社会福祉費の扶助費も同じ理由でございまして、各種医療費助成の実績見込みによる減額補正でございます。扶助費で251万減額、それから老人福祉費では、18ページに入ったところで、同じ扶助費で142万減額をしているところでございます。このうち老人手当につきましては対象人数の減というふうなことでございます。

それから、28節の繰出金につきましては、これはまた介護保険の補正のほうで御説明申し上げますが、主に給付費の減に伴います一般会計の負担分でございます。65万4,000円の減でございます。

それから、中段の民生費、児童福祉費、保育園費、需用費でございますが、これは31万6,000円増加してございますが、当初、17名で予定しておりましたが、途中入所等がございまして21名になりましたので、その不足分を食料費なり教材費ということで消耗品費31万6,000円増額しておるところでございます。

それから、次の衛生費、保健衛生費、2目予防費でございます。ここで補正額133万減額というふうなことでございます。予防接種、あるいは健診でもたくさん受けていただきたいということから、ちょっと見積もりが多いのかもしれませんが、その辺は今後厳正な見積もりをずるとして、133万の減額をしているところでございます。

19ページにまいりまして、委託料のほうも同じような理由でございます。この133万の中に入っております。

それから、最後、3目の診療諸費、需用費で20万上げておりますのは、現在、診療所の外壁が、杉板でカバーしておるんですが、もう老朽化によって修繕を余儀なくされておまして、今回、補正で緊急に修繕を実施させていただきたいということで計上させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君）　続きまして、建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君）　それでは、失礼いたします。

建設産業課が所管いたします歳出予算の説明をさせていただきます。

予算書の19ページをお開きいただきますようお願いいたします。

19ページ下段でございます。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、こちらは補正額ゼロ円でございますが、農業委員会費につきましては、農業委員会補助金と農業者年金業務委託手数料の額の確定に伴います財源の組みかえを行わせていただいたものでございます。

続きまして、2目農業総務費、補正額6,000円でございます。こちらにつきましては、人件費に係ります増額分と農業委員会交付金並びに京の水田農業総合対策事業補助金の額の確定に伴います財源の組みかえを行わせていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

3目農業振興費でございます。補正額で21万4,000円の減額を計上させていただいております。節の区分といたしまして、需用費の消耗品費で16万4,000円の減額、19節負担金補助及び交付金、こちらにつきましては経営所得安定対策制度推進事業補助金といたしまして5万円の減額をさせていただいております。こちらにつきま

しては、歳入のほうでも説明がありましたが、農業振興事業費補助金が減額されることが確定したため、減額分に応じた歳出予算の減額を行うものでございます。

続きまして、5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費でございます。こちらにつきましても、11節需用費で消耗品費4,000円を減額させていただいております。こちらにつきましても、緑の公共事業補助金が減額交付されることが確定したため、歳出予算の減額と財源の組みかえを行うものでございます。

建設産業課のほうからは以上でございます。

議長（杉岡義信君） この際、暫時休憩します。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

先ほど昼のときに一応説明願ったんですが、再度お聞きします。配付されております13ページ、時間外勤務手当260万上がっているんですが、これは今回追加で上がっているんですが、今後、どのような対策でこれを減少していくのか、ちょっとお聞きしたい。

それと、14ページの700万円、修繕費、説明を一応されたんですが、ちょっと聞き取れなかったもので、再度説明をお願いします。2点。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、職員手当で時間外勤務手当を260万増額させていただいております。本年度につきましても、消防の操法大会がございましたり、それから地方創生の事業等、たくさんしている中で、職員の時間外勤務がふえてきたというところとなっております。

今後といたしましては、地方創生の事業もまだ続くとは思いますが、職員の定数も先ほど可決いただきましたので、事業の見直しなり、事務分担の見直しなりをして対策はさせていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

修繕費の700万の件に関してでございますけれども、これにつきましては、ただいま地

域おこし協力隊というものを募集しております。その活動拠点といえますか、地域おこし協力隊の受け入れ態勢というところで修繕費を700万上げさせていただいているんですけども、それにつきまして、府の補助事業であります次世代コミュニティ事業という補助金があるんですけども、これにつきましてはもう来年度、活用できるかどうかわからないというところで、本年度はその補助金が活用できるということで今回上げさせていただいたんですけども、その地域おこし協力隊の活動拠点に対します修繕費ということで上げさせていただいたところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

地域おこし協力隊の活動拠点はどこを予定されているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

活動拠点につきましては、南部地内で考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第8号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第8号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第14、議案第9号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第9号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額2億6,937万9,000円に、歳入歳出それぞれ2,025万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,963万3,000円とするものでございます。

主な提案内容は、歳入では、前期高齢者交付金の額の確定に伴います交付金の増額など、歳出では、医療費の高騰によります保険給付費の増額並びに基金積立金の増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 議案第9号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

3款国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金、現年分で476万8,000円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、歳出での保険給付費の増額と前期高齢者交付金の額の確定によるもので、相殺し、算出した歳出の補正でございます。

次に、同じく国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金、普通調整交付金で134万1,000円の減額を、また1つ飛びまして6款府支出金、府補助金、財政調整交付金で同額の134万1,000円の減額補正をお願いしています。内容につきましては、いずれもさきの療養給付費負担金と同様に、歳出での保険給付費の補正と前期高齢者交付金の額の確定によるものでございます。

戻りまして、5款前期高齢者交付金、現年分で3,057万3,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、交付金額の確定によるものでございます。

次に、下段の10款繰越金につきまして286万9,000円の減額補正をお願いしております。これにつきましては、前期高齢者交付金の増加等に伴います超過財源分を繰越金で調整し、減額計上しているものでございます。

続いて、歳出の説明に移ります。

7ページをごらんください。

2款保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金で1,155万4,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、医療費の高騰に伴い保険給付費の増加が見込まれますので、増額補正をしております。

次の一般被保険者療養費は、国庫支出金の額の変更や交付金の額の確定によります財源の

組みかえでございます。

中段の高額療養費、一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金につきましても、医療費の高騰により370万円を補正しております。

最後に、8款基金積立金、積立金で、25節積立金で500万円の補正をお願いしております。内容につきましては、国保の都道府県化に向けまして、国保財源の基盤の安定を図るため基金積立金を歳出予算に計上するもので、可能な範囲で国民健康保険財政調整基金に積み立てを行うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ2,025万4,000円を増額し、総額をそれぞれ2億8,963万3,000円としています。

これで国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第9号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第9号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第15、議案第10号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第10号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ37万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,248万6,000円とするものでございます。

主な内容は、歳入では一般会計繰入金金の減額、歳出では、一般管理費での人件費並びに簡

易水道施設費での委託料の減額と、消費税など中間納付に係る公課費の増額を計上したものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） それでは、失礼いたします。

議案第10号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書の6ページをお開き願います。

まず、歳入の部でございますが、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金で、人件費等財源補填分といたしまして24万2,000円の減額を、同じく児童手当分といたしまして14万円の減額を計上させていただいております。こちらにつきましては、歳出予算総額の減額に伴う充当財源分の減額を行うものとなっております。

続きまして、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金でございますが、前年度繰越金6,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、前回、12月の補正予算（第2号）の時点で財源留保としていたものを今回予算計上させていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

7ページ、歳出の部でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額といたしまして30万5,000円の減額を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては職員手当での減額となっております、人件費に係るものでございます。

次に、2款衛生費、1項上水道費、1目簡易水道施設費でございます。補正額7万1,000円の減額となっております。節の区分といたしまして、委託料、こちらにつきましては水道メーター検針の委託料23万6,000円を減額させていただいております。こちらにつきましても、前回の補正予算時に8カ月分を減額させていただいたところでございますが、その後も募集はかけておりますが、応募がなく、委託実績がないため、不用額を減額させていただくものでございます。

次に、27節の公課費でございます。こちらにつきましては、内容といたしましては、消費税及び地方消費税16万5,000円の増額を計上させていただいております。こちらにつきましては、平成27年度課税期間分の消費税等の額が確定したことによります増額となっております、この3月に行います消費税の中間申告、中間納付に要する費用分を計上させていただいたところでございます。

説明のほうは以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第10号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第10号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第16、議案第11号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第11号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ421万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,452万9,000円とするものでございます。

主な提案内容は、保険給付費の実績見込み額によります減額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第11号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の8ページをごらんください。

今回の補正は、先ほど町長が申しあげましたとおり、給付費の実績見込みによる減額補正となっております。その中でも居宅施設サービス給付費の減額でございまして、いずれも見込み利用者数や利用者の介護度によって大きく影響を受けた結果となっております。

まず、歳出のほうで御説明申し上げます。

中段以降、保険給付費、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の中で、1目居宅介護サービス給付費のほうで280万円の減額でございます。

それから、大きくは3目施設介護サービス給付費で約100万円の減額となっております。ちなみに、現在、利用していただき施設に入っておられるのは28名というふうなことでございます。

それから、反対に5目の居宅介護住宅改修費のほうでは32万円の増額というふうなことでございます。

それから、9ページにまいりまして、介護予防サービス給付費につきましては60万円の増額でございます。利用者数の増によるものとなっております。

それから、主な内容は以上でございます。

歳入につきましては、定率補助金でございまして、詳しい内容は省かさせていただきますが、一般会計に係ります部分につきましては、6ページの一番最後の款でございます7款繰入金、1項一般会計繰入金、それから1目介護給付費繰入金、これは介護給付費の減に伴います繰入金でございまして、給付費の減の12.5%、50万6,000円という形で計上しているところでございます。

総額で421万の減額ということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第11号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第11号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は3月15日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後1時26分